

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ③農道整備事業

1 取組の概要

本事業は、農道の整備を行うものであるが、近年は既存橋梁の耐震化が主な事業内容となっている。事業の実施にあたっては、埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負担を軽減するための取り組みを行っている。

2 主な成果

建設廃材については、適正に再資源化を図ったほか、仮設工は最小限とし、周辺環境や生息動物に配慮した。

3 今後の方針

近年の農道整備事業は、既存路線の拡幅や、既存橋梁の耐震化などが主な事業内容のため、積極的に環境配慮に取り組むことが難しいところもあるが、各段階において環境配慮について検討しながら、事業を行う。

4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表－2のとおり

別表－2
個別評価事業一覧

事業年度：令和3年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ③農道整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	農道整備事業 北武蔵地区	施工段階	7	6	85.7	4
2	農道整備事業 埼玉地区	施工段階	8	7	87.5	4
	合計		15	13		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ③農道整備事業	事業名	農道整備事業（保全対策型） （北武蔵地区）
事業の規模	橋梁耐震補強補修工 5橋	実施場所	深谷市
計画期間	令和元年度～令和5年度	段階	施工段階
事業の概要： 『北武蔵広域農道』は、ほ場整備事業により区画整理された優良農地間を結ぶ幹線道路として整備されたが、竣工後40年を経過し橋梁の老朽化が進んだことに加え、耐震性が不足していることから、農産物の流通や農業車輛の良好な通行に支障を来す恐れがある。 このため、農作物の生産集出荷等の流通経路の安全を確保し、地域農業の安定化を図るため橋梁の保全対策を行うことを目的とする。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・コンクリート殻やアスファルト殻については再資源化を図った。
- ・低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・既設橋梁の耐震補強補修であるため、新たに環境配慮した施設を施工することができなかった。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		県事業名（北武蔵地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	レ		3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○			
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	レ	レ	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○			1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	レ	レ	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	レ	レ	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	レ	レ	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	レ	レ	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	レ	レ	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		85.7		7	6	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ③農道整備事業	事業名	農道整備事業（埼玉地区）
事業の規模	橋梁耐震補強補修工8橋	実施場所	杉戸町、春日部市及び松伏町
計画期間	平成28年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 埼玉広域農道の8橋梁は、造成後35年以上が経過し、一部老朽化が進んでいるほか、昭和55年以前の道路橋示方書に基づいており、大規模地震に対する耐震性が確保されていない。 このため、本地区ではこれら8橋梁を対象にした点検診断結果に基づき耐震補強及び補修を行い、橋梁の保全や延命化を図るものである。 事業量：橋梁耐震補強補修工8橋 受益面積：3,848 ha			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ①補修により生じる廃材については、適切に処分した。
- ②仮設工は最小限とし、周辺環境や生息動物に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農道整備事業（埼葛地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○			
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○			1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり						
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		88		8	7	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。